

福岡県公報

平成25年4月9日
第3486号

目次

告示(第624号-第641号)

- 産業廃棄物処理施設の設置許可の申請 (廃棄物対策課) …………… 1
- 県営土地改良事業の換地計画 (農村森林整備課) …………… 2
- 県営土地改良事業の換地計画 (農村森林整備課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 家畜伝染病予防法第52条に基づく報告の徴求の廃止 (畜産課) …………… 3
- 土地改良区の解散の認可 (農村森林整備課) …………… 3
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 4
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 4
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 4
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 4
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 5
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 5
- 介護老人保健施設の廃止 (高齢者支援課) …………… 6
- 介護老人保健施設の許可 (高齢者支援課) …………… 6

公 告

- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (保健衛生課) …………… 6
- 意見募集の結果の公示 (保健衛生課) …………… 6

- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (障害者福祉課) …………… 7
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (障害者福祉課) …………… 7

公安委員会

- 指定講習機関の代表者の変更 (警察本部運転免許試験課) …………… 7
- 特定施設占有者の施設名称の変更 (警察本部会計課) …………… 7

告 示

福岡県告示第624号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条第2項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示し、当該施設の設置許可の申請書及び同条第3項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。

なお、同条第6項の規定に基づき当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、福岡県知事に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成25年4月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者氏名
株式会社E・フューチャー
福岡県福津市上西郷字ババノタニ2188番2
代表取締役 御船 隆幸
- 2 施設の設置の場所
福岡県福津市上西郷字ババノタニ2188番1外1筆
- 3 施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ロに規定する最終処分場(安定型最終処分場)
- 4 施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(以上3品目については、自動車等破

砕物を除く。)、ゴムくず、がれき類(廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類については石綿含有産業廃棄物を含む。)以上5品目

5 申請年月日

平成24年3月29日

6 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所

7 縦覧の期間及び時間

告示の日から平成25年5月9日まで(土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

午前9時から午後5時まで

8 意見書の提出期限、提出先等

(1) 提出期限

平成25年5月24日

郵送による場合は、平成25年5月24日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 提出先

〒811-3436 福岡県宗像市東郷1丁目2-1 宗像総合庁舎内

福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 環境指導課

(3) 意見書記載事項

ア 意見書を提出する者の住所及び氏名

イ 施設の種類及び設置の場所

ウ 利害関係の内容

エ 生活環境の保全上の見地からの意見

福岡県告示第625号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成25年3月27日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年4月9日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
豊前市大字馬場の一部(角田中部地区第2換地区)	換地計画書の写し	平成25年4月9日から平成25年5月10日まで	豊前市役所

福岡県告示第626号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成25年3月27日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年4月9日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
豊前市大字中村、馬場及び畑の各一部(角田中部地区第1換地区)	換地計画書の写し	平成25年4月9日から平成25年5月10日まで	豊前市役所

福岡県告示第627号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月9日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市大字草木字大鳥居790番1、790番4、791番1、791番2及び791番4から791番7まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市日出町三丁目46番1

スマイルホーム株式会社

代表取締役 今村 成剛

福岡県告示第628号

家畜伝染病予防法第52条に基づく報告の徴求（平成21年1月福岡県告示第83号）は、廃止する。

ただし、平成25年3月4日（月）から同年3月31日（日）までの事項に係る報告については、なお従前の例による。

平成25年4月9日

福岡県知事 小川 洋

福岡県告示第629号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年4月9日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
入覚土地改良区	平成25年3月29日

福岡県告示第630号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成22年11月福岡県告示第1861号芦屋都市計画下水道事業芦屋町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年4月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
芦屋町
- 2 都市計画事業の種類及び名称

芦屋都市計画下水道事業芦屋町公共下水道

3 事業施行期間

昭和48年4月1日から平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成22年11月26日福岡県告示第1861号の事業地から次の区域を削る。

芦屋町大字芦屋字後水、字城ヶ浦及び字大君の各字の一部

(2) 使用の部分

変更なし。

福岡県告示第631号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月9日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第1工区）糸島市志摩馬場字長浦784番、785番、785番2、786番から788番まで、811番1、811番8、812番1、812番6、813番4及び814番1並びに志摩松隈字田ノ浦238番、238番2、249番、252番1から252番10まで、254番1、256番1、256番10、256番13から256番16まで、256番19、256番20、258番1、258番2、261番14、261番16、265番、266番1、277番1、279番1、279番6から279番8まで、285番4及び285番8、字北浦229番1及び229番2並びに字柿打306番3、306番4、306番7から306番35まで、306番37から306番39まで、307番5、307番11から307番14まで、308番1、308番3から308番13まで、311番1、311番3から311番5まで、312番4、312番5、313番1から313番5まで、318番、318番2、318番3、325番2、332番6、334番1から334番3まで、335番1、335番2、336番2、337番1から337番3まで、341番1、341番3、341番5から341番9まで、341番12から341番29まで、342番3、342番5、350番1、350番3、354番1、354番3から354番9まで、356番5、356番7、356番8、356番10から356番16まで、360番3、365番1及び365番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糸島市志摩松隈566番地の2

有限会社 田ノ浦

代表取締役 松隈 健

福岡県告示第632号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

田川市大字夏吉607番6及び607番29から607番36まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区東公園7-7

福岡県知事 小川 洋

福岡県告示第633号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年4月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

朝倉市佐田字箸立2593の17から2593の19まで、字荒平2602の39から2602の62まで、2624の10から2624の16まで、字彦道2707の8、2707の9、2710の2

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

福岡県告示第634号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年4月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

宮若市三ヶ畑字アガキ1の2、8の2、16の4、17の6、50の2、字犬測61の3、61の4、61の7、66の2、66の3

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

福岡県告示第635号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年4月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和42年11月11日農林省告示第1744号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに糸島市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

八女	県道	唐尾川線 唐広川線	前	みやまし瀬高町 大字小田1093番 先から 筑後市大字溝口 5番2先まで	4.7 ～ 23.4	1,424.9	
			前	みやまし瀬高町 大字小田1064番 1先から 筑後市大字溝口 4番6先まで	4.3 ～ 65.5	2,523.8	湯辺田瀬 高線重用 530.0 m 船小屋八 女線重用 772.8 m
			後	みやまし瀬高町 大字小田1093番 先から 筑後市大字溝口 5番2先まで	4.7 ～ 23.4	1,424.9	
			後	みやまし瀬高町 大字小田1064番 1先から 筑後市大字溝口 4番6先まで	4.3 ～ 48.5	2,523.8	湯辺田瀬 高線重用 530.0 m 船小屋八 女線重用 772.8 m

福岡県告示第640号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定に基づき、介護老人保健施設から廃止の届出があったので、同法第104条の2第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第137条の2の規定により次のように公示する。

平成25年4月9日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人保健施設	4055180105	鞍手町介護老人保健施設 鞍寿の里	鞍手町	H25. 3. 31

福岡県告示第641号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条の規定に基づき、介護老人保健施設の開

設を許可したので、同法第104条の2第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第137条の2の規定により次のように公示する。

平成25年4月9日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人保健施設	4055180113	地方独立行政法人くらて 病院 介護老人保健施設 鞍寿の里	地方独立行政法人くらて 病院	H25. 4. 1

公 告

公告

福岡県漬物製造業に関する取扱要綱案について、次のとおり意見を募集します。

平成25年4月9日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成25年4月2日から平成25年5月1日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部保健衛生課に備え置きます。

公告

平成25年度福岡県食品衛生監視指導計画案について、平成25年2月18日から平成25年3月19日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成25年3月29日に決定しました。

平成25年4月9日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

保健医療介護部保健衛生課食品衛生係

電話：092-643-3280

メールアドレス：hoeisei@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県障害者自立支援法施行細則（平成19年福岡県規則第49号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部障害者福祉課に備え置きます。

平成25年4月9日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の制定による障害者自立支援法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものであり、法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理及び形式的な変更（福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当）であるため、同条例に定める意見公募を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成25年3月29日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例施行規則（平成18年福岡県規則第54号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部障害者福祉課に備え置きます。

平成25年4月9日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の制定による障害者自立支援法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うものであり、制度の改正に伴い、当然必要とされる規定の整理（福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当）であるため、同条例に定める意見公募を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成25年3月29日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第78号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年9月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月9日

福岡県公安委員会

北九州自動車学校 北九州市八幡西区鳴水町14-1 嘉久明子	黒崎ドライビングスクール 北九州市八幡西区鳴水町14-1
-------------------------------------	---------------------------------

北九州自動車学校 北九州市八幡西区鳴水町14-1 中島洋美	黒崎ドライビングスクール 北九州市八幡西区鳴水町14-1
-------------------------------------	---------------------------------

福岡県公安委員会告示第79号

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき指定している下記の特例施設占有者について、遺失物法施行規則第28条第2項第2号に掲げる事項に変更があったので、同規則第29条第2項の規定に基づき公示する。

平成25年4月9日

福岡県公安委員会

変更前	変更後
氏名または名称	氏名または名称
福岡Yahoo! JAPANドーム	福岡 ヤフオク! ドーム